

仙台市発達障害児教育検討専門家チーム設置要綱

(平成13年4月1日 教育長決裁)

(目的)

第1条 仙台市発達障害児教育検討専門家チーム（以下「専門家チーム」という。）は、発達障害の幼児児童生徒に対応するため各学校（幼稚園を含む）で組織する「校内委員会」を支援するとともに、その望ましい教育の在り方について専門的立場から検討し、助言することを目的とする。

(役割)

第2条 専門家チームは、教育委員会の諮問に基づき次の点について検討し、助言する。

- (1) 発達障害の判断
- (2) 望ましい教育的対応
- (3) 校内体制の在り方
- (4) その他

2 委員は、その職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後においても同様とする。

(構成)

第3条 専門家チームは、以下の委員によって組織し、教育委員会が委嘱し又は任命する。

- (1) 教育委員会の職員
- (2) 学校長又は教頭
- (3) 教職員
- (4) 学識経験者
- (5) 心理学の専門家
- (6) 医師

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門チームに委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によって決める。

2 委員長は、専門家チームを代表し、その事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集する。

2 事例を検討する会議は、複数の委員の出席をもって開催する。

3 事例を検討する会議には、原則として当該児童生徒の在籍校の教職員及び学校生活支援巡回相談員又は仙台市教育相談室担当職員が同席するものとする。

附 則（平成13年4月1日施行）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日改正）

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成18年4月1日改正）

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成19年4月1日改正）

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成30年1月10日改正）

この改正は、平成30年1月11日から実施する。